

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添の図面及び仕様書(業務概要説明事項書及び業務概要説明事項書に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。)に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に明示されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者又は第5条の規定による監督員(以下「監督員」という。)の指示に従うものとする。

(日程表等)

第2条 受注者は、この契約締結後直ちに設計図書に基づいて日程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 受注者は、業務に着手したときは、直ちに業務着手届を発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等)

第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(監督員)

第5条 発注者は、委託業務について、自己に代わって指揮・監督を行わせるための監督員を置くものとする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議。

(2) 設計図書に基づく履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾。

(3) 設計図書に基づく日程の管理、立会い、履行の状況の検査又は材料の試験若しくは検査。

(監督員の立会い)

第6条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、水中、地中、その他の委託業務で、完了後に外部から検査できないものは、監督員の立会いを受けて施行しなければならない。

(委託業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第8条 受注者は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損失の負担)

第9条 委託業務の処理に関し生じた損失(第三者に及ぼした損失を含む。)は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、業務完成届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は、発注者が指定した期間内に修補し、再検査を受けなければならない。

(契約金の支払)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って契約金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払うものとし、契約保証金がある場合は返還する。

(前金払)

第12条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結した場合には、その保証契約証書(以下「証書」という。)を添えて発注者に対して契約金額の100分の30以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、契約書において前金払をしないことを定めたときには、本条の規定は、適用しないものとする。

(部分払)

第13条 受注者は、委託業務の完了前に既成部分(単独で使用し得る成果品をいう。以下同じ。)に相応する出来高金額の100分の90以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、契約書において部分払をしないことに定めたときには、本条の規定は、適用しないものとする。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既成部分の検査を発注者に求めなければならない。

この場合においては、発注者は、14日以内に検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の出来高金額は、出来高検査調書による。

4 受注者は、第2項の規定による検査に合格した既成部分について、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して20日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 第12条の規定により前払金の支払いを受けている場合においては、第1項の規定により請求することのできる額は、次の式により算定する。

$$\left(\text{出来高金額} \times 90 / 100 \right) - \left(\text{前払金額} \times \text{出来高金額} / \text{契約金額} \right)$$

(履行遅滞の場合における違約金)

第14条 受注者の責に帰する事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。ただし、発注者が既成部分について検査を行い使用した部分があるときは、これに相応する金額を契約金額から控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

3 違約金は、契約金額、契約保証金その他受注者に支払うべき一切の債務と相殺することができる。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により委託期間内又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既成部分で検査に合格したものは引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高金額を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第12条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第13条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の既成部分に相応する契約金額から控除する。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額(第2項に規定する既成部分があったときは、これに相応する出来高金額を控除した額とする。)の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない理由により契約を履行させることができないときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損失を及ぼしたときは、その損失を補償しなければならない。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の2以上に達したとき。

2 第15条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、支店又は営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違

約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第22条 受注者は、この契約書及び設計図書に明記していない場合であっても、この契約の履行上必要なものは、発注者の指示に従ってこれを行い、その費用を負担しなければならない。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については、小田原市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別 添（ 2 1 条関係） 特記事項

（総則）

第 1 条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第 2 条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第 3 条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第 4 条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第 5 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 6 条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。